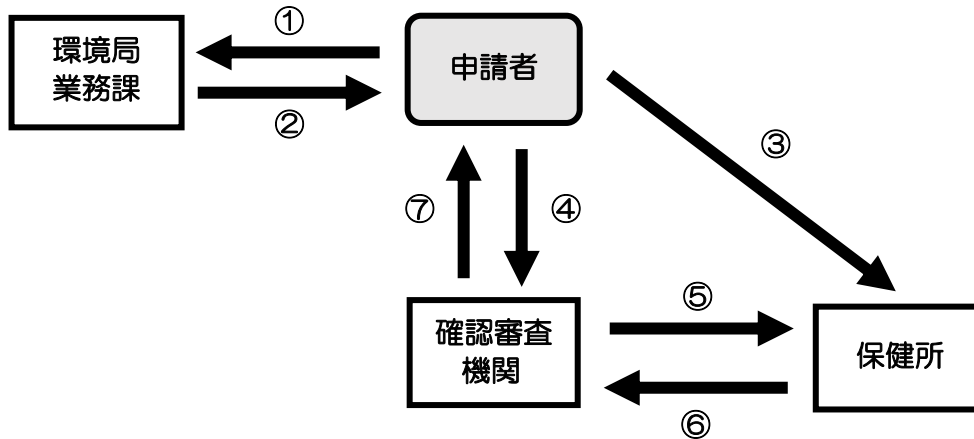


建築物の確認申請に伴う浄化槽設置（変更）の手続きは、下記のとおりとする。



- ① 建築物の新築に伴い、認定品の浄化槽を新設する場合
・【浄化槽設置届出・計画書】・・・※1
建築物の増改築または用途変更に伴い、既設の浄化槽を利用する場合
・【浄化槽(届出事項)変更届出書】・・・※2
- ② 【浄化槽設置届出受理書】 / 【浄化槽(届出事項)変更届出書】(受理書兼用)
- ③ 建築物確認申請前に保健所にて事前相談
建築物確認申請の法定審査期間を考慮し、申請者は【浄化槽設置届出受理書】及び【浄化槽(届出事項)変更届出書】を環境局から受理後、建築物確認申請前に保健所へ受理書(写し)(添付資料含む)を提出し、事前相談を受けること。
- ④ 確認申請(設置)・・・※3 / 確認申請(変更)・・・※4
- ⑤ 通知(93条5項)
- ⑥ 意見(93条6項)
- ⑦ 確認済証交付

- ※1 【浄化槽設置届出・計画書】は、福岡県の様式を使用する。
- ※2 【浄化槽(届出事項)変更届出書】は、北九州市の様式を使用する。
- ※3 【浄化槽設置届出受理書】の写しには、下記を添付する。
 - ・福岡県の様式(その2、その3、その4)
 - ・設置届出資料(一式: 図面、認定書等)
- ※4 【浄化槽(届出事項)変更届出書】(受理書兼用)の写しには、下記を添付する。
 - ・変更届出資料(一式: 図面、計算書等)

解説等

- 福岡県の様式(その1～その4)
 - (その1)浄化槽設置届: 設置者控
 - (その2)浄化槽設置届: 保健所控
 - (その3)浄化槽設置届: 建築主事提出用/保健所(意見書)
 - (その4)浄化槽設置届: 環境局(意見書)

関係条文 ⑤ 建築基準法第93条第5項(通知) / ⑥ 建築基準法第93条第6項(意見)

参 考 ●認定品ではなく“現場打ちの浄化槽”を新設する場合
環境局への浄化槽設置届出前に、建築審査課にて構造審査が必要

建築設備における防火区画貫通部措置の取扱いは、以下のとおりとする。

防火区画貫通部措置の工法は、建築基準法施行令第129条2の4第1項第七号に規定された仕様（規定された仕様のうち国土交通大臣が認定した工法をPS規格という。）と一般財団法人日本消防設備安全センターが性能評定した仕様（以下、KK規格という。）がある。その取扱いについては、対象建築物が平成17年総務省令第40号（特定共同住宅）や消防法施行令第8条の規定を用いて、法令設置の消防設備を緩和している場合、規定の防火区画（共住区画、令8区画）は、KK規格に適合するものを用いる。

それ以外の防火区画については、建築基準法施行令第129条2の4第1項第七号にあるイ・ロ・ハいずれかに適合するものを用いる。

〔防火区画貫通部措置の比較〕

区画の種類	準拠法令	工 法	要求性能			適用規格
			遮炎	遮煙	遮熱	
防火区画	建築基準法	建築基準法施行令第129条2の4第1項第七号〈最大1時間耐火〉	○	—	—	PS規格 (KK規格でも可)
共住区画	消防法	(一財)日本消防設備安全センター認定〈1時間耐火〉	○	○	○	KK規格
令8区画	消防法	(一財)日本消防設備安全センター認定〈2時間耐火〉	○	○	○	KK規格

防火区画：面積区画、高層区画、竪穴区画及び異種用途区画を指す。

共住区画：平成17年消防庁告示第2号に規定する特定共同住宅における住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁による区画

令8区画：消防法施行令第8条に規定する1つの建築物内で複数の防火対象を定める場合に必要ない開口部のない耐火構造の床又は壁による区画

〔建築基準法施行令第129条2の4第1項第七号に規定された仕様〕

- イ. 両側1mを不燃材料とすること
- ロ. 貫通する配管の外径を規定
- ハ. 国土交通大臣認定工法（PS規格）

解 説 等

KK規格はPS規格に遮煙性能等を加えた上位工法であることから、建築基準法に適用できる。
なお、PS規格は消防告示により共住区画及び令8区画では使用できない。

関係条文

令第112条第20項、令第113条第2項、令第114条第5項、
令第129条の2の4第1項第7号

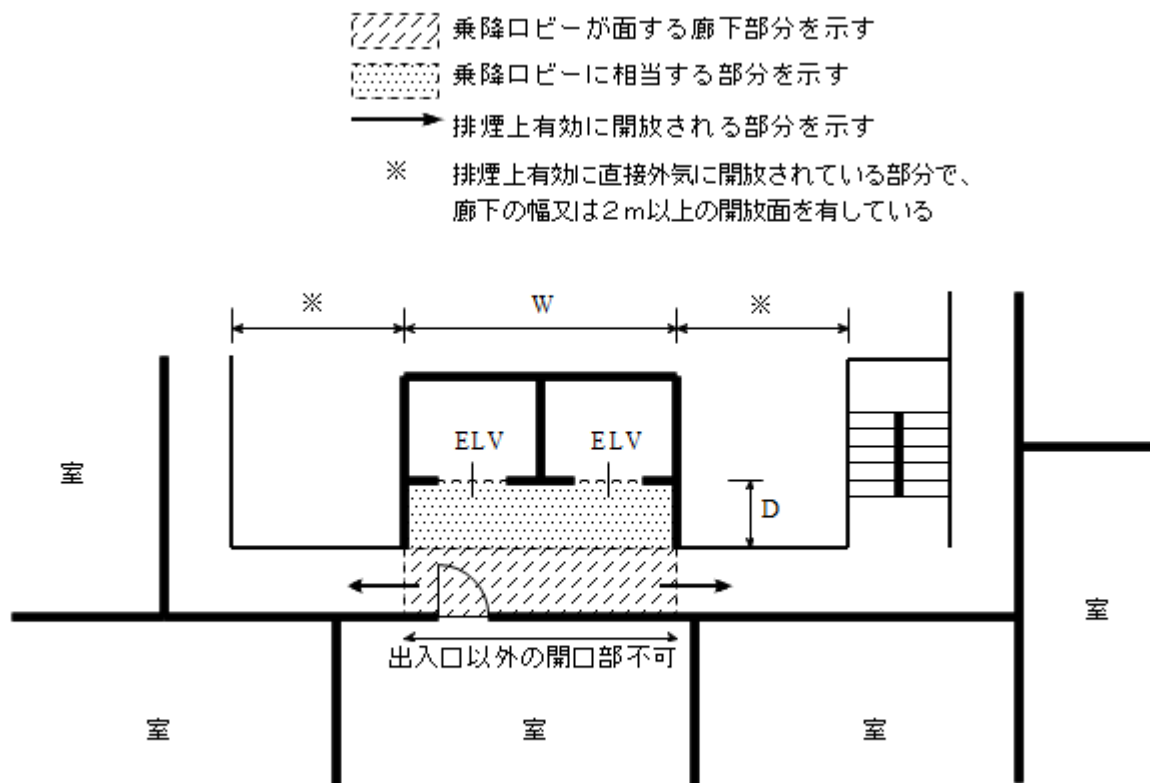
参 考

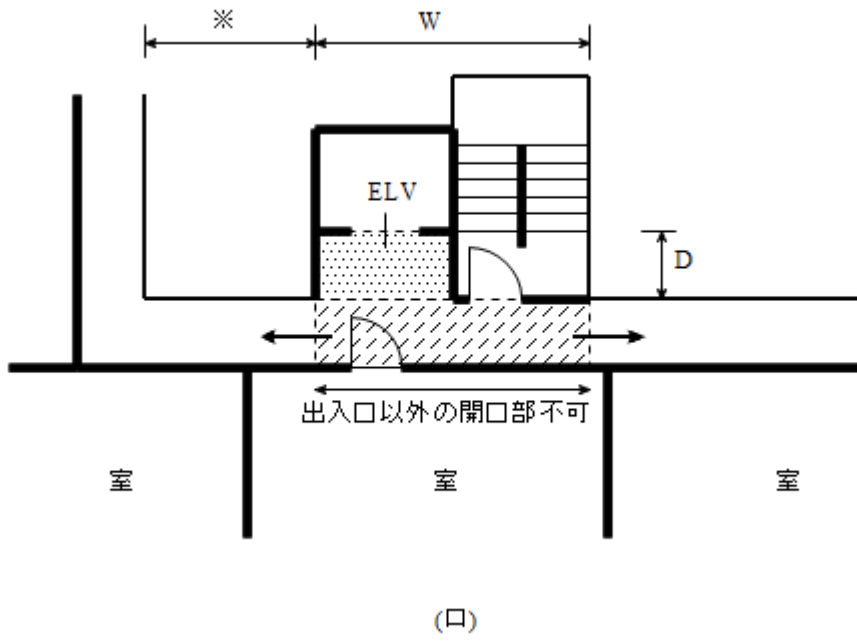
1. 令8区画及び共住区画の構造・配管等の取扱い通知（抄）（H7.3.31 消予53）
2. 令8区画及び共住区画を貫通する配管等の運用通知（抄）（H19.10.5 消予344）
3. 共住の構造及び設備を定める件（抄）（H17.3.25 消告2）
4. 共住の床又は壁の貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（抄）
（H17.3.25 消告4）
5. 給排水その他の配管設備の設置及び構造（建令129の2の4-1-7）
6. 防火区画を貫通する給水管その他の管の外径を定める件（抄）
（H12.5.31 建告1422）
7. 耐火性能に関する技術基準（抄）（建令107）
8. 可燃物燃焼温度を定める件（H12.5.31 建告1432）

令第112条第11項本文中カッコ書き「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分」の取り扱いについては、以下のとおりとする。

「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分」に該当する場合とは、平成14年2月18日付け国交省、日本建築行政会議『昇降機の昇降路に関する防火区画に関する質疑応答』の3項により、「開放廊下に面し排煙上支障がない場合」か否かであるが、その判断は、平成14年5月27日付け国交省、日本建築行政会議『昇降路防火区画参考図集』（以下『参考図集』という。）によるほか、次のとおりとする。

- 1 乗降ロビーの奥行きDは、1メートル程度とする。
- 2 昇降機の横並び幅Wは、昇降機2機までとする。（昇降機1機+階段（縦長）も可）
- 3 乗降ロビーが面する廊下部分には、出入口以外の開口部（はめ殺しの防火設備は除く）を設けてはならない。
- 4 乗降ロビーが面する廊下部分は、2面以上が開放されていること。ただし、参考図集中ケース10に該当する場合は、この限りでない。





解 説 等

関係条文 令第 112 条第 11 項

参 考 平成 14 年 7 月 5 日 県内五特定行政庁会議

4. 消防同意に必要な図書について

R3.4.19 作成

建築基準関係規定に適合することの確認に必要な消防関係図書は、以下のとおりとする。

建築基準法令	建築基準法施行規則	消防法令	必要な図書
令第9条 第1号	1条の3 1項表2(64)	第9条	本市火災予防条例で定められた火災の予防のために必要な事項
	1条の3 1項表2(65)	第9条の2	[各階平面図] 住宅用防災機器の位置及び種類
	1条の3 1項表2(66)	第15条	[各階平面図] 映写室の構造、消火設備の位置等
	1条の3 1項表2(67)	第17条	[消防用設備等設置計画] 消防法及び本市火災予防条例で定める消防用設備等の技術上の基準に関する事項 避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階の判定 (消防法施行規則第5条の3)
法第26条ただし書き	1条の3 1項表2(7)		[各階平面図] スプリンクラー設備等及び排煙設備の位置
法第35条	1条の3 1項表2(13)		[各階平面図] 消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造(配置系統図)
法第61条	1条の3 1項表2(40)		[各階平面図] スプリンクラー設備等消火設備の配置
令第110条の5	1条の3 1項表2(8)		[各階平面図] 警報設備の位置及び構造
令第112条 第1~18項 令第114条	1条の3 1項表2(16)		[各階平面図] スプリンクラー設備等消火設備の配置及び排煙設備の位置
		第8条	収容人員の算定 (消防法施行規則第1条の3)
		第9条の4	指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準 (少量危険物、指定可燃物)
			百貨店等の避難通路等 (本市火災予防条例第60条)

解 説 等

提出図書については、必要に応じて消防局又は所轄消防署に問い合わせること。

関係条文

参 考

エレベーター改修の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 改修工事の区分

イ 確認申請を必要とする改修工事

昇降機技術基準の解説（2009年版）P.2.2-28 記載事項とする。

表一(令 146)-1 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き	
(1) 既設エレベーターの改修	1) 機械室を移設するとき。
	2) エレベーターを全部取り換えるとき。 (乗場の戸, 三方枠, レールのみを残す場合も, 全部取り換えとみなす。)
	3) エレベーターの用途を変更するとき。
	4) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき。
	5) 昇降行程を延長するとき。
(2) 既設エスカレーターの改修	1) 輸送能力を変更するとき。
	2) エスカレーターを入れ替えるとき。
	3) エスカレーターを移設するとき。
(3) 小荷物専用昇降機の改修	1) 既設エレベーターの改修を準用する。

ロ 法第 12 条 5 項の報告を必要とする改修工事

昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針（1994年版）P.87 記載事項とする。

上記(1)イ 確認申請を必要とする改修工事以外は、工事着工前に改修内容を本市へ照会し、確認申請や遡及の判断を行うこととする。

(2) 現行法の適合（遡及）

・昇降機技術基準の解説（2016年版）P.1.1-1～2 記載事項とする。

・建築物の防火避難規定の解説 2025 P.148 記載事項とする。

改修内容等	遡及	不遡及
(1) 既存の昇降機を取り替える場合		○
(2-1) 予め設けられた昇降路の竖穴区画を変更せず昇降機を新設する場合		○
(2-2) 昇降路の竖穴区画を変更せず昇降機の着床階を増やす場合		○
(3-1) 新たに昇降路及び昇降機を設置する場合	○	
(3-2) 昇降路を区画する扉に変更を加える場合（乗場戸や三方枠等を旧告示第 1111 号で規定した構造と同等以上に取替える場合）		○
(4) 建築物の用途変更を行う場合		○
(5) 建築物の増改築、大規模の修繕又は模様替えを行う場合	○(事前相談)	

(3) 取扱い区分

改修内容		連絡	確認申請
(1) イ 重要な仕様変更を伴う場合			○
各部位	制御盤（単体）の取替		
	電動機（単体）の取替		
	主索（単体）の取替		
	レール（単体）		
	巻上機の取替（戸開走行保護装置確認のため）	○	
	かごの取替（全体）	○	
	かごの取替（かご枠除く）	○	
	かごの取替（かご枠・床版除く）	○	
	乗場戸や三方枠等（竖穴区画の変更確認）	○	
構造上主要な部分	主索（改修に伴い取替える場合）	○	
	主索の端部（改修に伴い取替える場合）	○	
	マシンビーム	○	
	オーバーヘッドビーム	○	
	かご枠	○	
	かご床版	○	

(4) 運用と注意事項

- イ 改修工事は基本的に遡及されないが、より高い安全性を確保する観点から既存不適格事項の是正を積極的に行うことを願います。
- ロ 予め設けられた昇降路の竖穴区画を変更せず昇降機を新設する場合は現行法の適合義務はないが、現行法での計画をお願いします。
- ハ 改修に伴う荷重の増減については、その内容が分かる内訳書の提出を求める。
 なお、荷重が増える場合と構造上主要な部分を取替える場合は構造検討書の提出も求める。
 構造検討書には建築物に対する影響と昇降機の構造上主要な部分への影響について見解を記載する。（必要に応じて関係する図面や計算書等の資料を添付する）
- ニ 45m/分以下の速度変更は法第 12 条 5 項の報告とする。（45m/分を超える増速は確認申請対象）
- ホ 確認申請を要しない改修は原則として報告を求めるが、通常の保守範囲と想定される主索やレール等の単体機器類取替については、報告を求めない。
- ヘ 取扱い区分にないものと油圧式については個別相談で対応する。

解 説 等

関係条文	
参 考	昇降機技術基準の解説 2009 年版、2016 年版 昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針 1994 年版 防火避難規定 2025